

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令

(法第10条の政令で定める法令の規定)

第12条 法第10条の政令で定める法令の規定は、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定とする。